

韓国の輸入規制措置の概要 (平成 29 年 6 月 23 日時点)

韓国は、日本産の食品・飼料のうち特定の地域・品目に対し、輸入停止措置を講じています。また、輸入可能な食品・飼料のうち特定の地域・品目に対し、日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書又は産地証明書の添付を求めています。さらに、韓国へ輸出される日本産食品には、通関の際に放射性セシウム及びヨウ素の検査が行われる場合があります、その検査結果次第で、追加的な放射性物質検査証明書が求められます。

(1) 輸入停止措置の対象地域・品目

①水産物

地域	品目
8 県 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉)	全ての水産物

②日本で過去に出荷制限対象となった品目 (既に出荷制限が解除された品目も含む)

地域	品目
福島	ほうれんそう、かきな等、かぶ、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、小豆、大豆、米、原乳、きのこ類、タケノコ、クサソテツ、わさび、タラノメ、コシアブラ、ゼンマイ、ワラビ、ウド、飼料
宮城	きのこ類、タケノコ、クサソテツ、タラノメ、コシアブラ、ゼンマイ、大豆、そば、米
岩手	きのこ類、コシアブラ、ゼンマイ、ワラビ、セリ、タケノコ、大豆、そば
栃木	ほうれんそう、かきな、栗、きのこ類、タケノコ、クサソテツ、さんしょう、コシアブラ、茶、タラノメ、ゼンマイ、ワラビ、飼料
群馬	ほうれんそう、かきな、きのこ類、茶、飼料
茨城	ほうれんそう、かきな等、パセリ、きのこ類、タケノコ、コシアブラ、茶、原乳、飼料
千葉	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、タケノコ、茶
長野	きのこ類、コシアブラ
新潟	コシアブラ
神奈川	茶
埼玉	きのこ類
山梨	きのこ類
青森	きのこ類
静岡	きのこ類

(2) 証明書発行対象・内容

	地域	品目	規制内容
1	47都道府県	全ての食品 (平成23年3月11日より前に生産・加工されたもの)	<日付証明書> 平成23年3月11日より前に生産・加工されたことの証明
2	13都県 (宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡)	水産物及び輸入停止対象品目を除く食品	<放射性物質検査証明> 韓国の放射性物質基準に適合することの証明
3	8都道県 (北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島)	水産物	
4	12都道県 (北海道、青森、岩手、宮城、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島)	養魚用飼料及び魚粉	
5	9県 (青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡)	その他の飼料 (牛、馬、豚、家禽等向け)	
6	上記区分2の13都県以外 (水産物については、輸入停止8県及び上記区分3の8都道県以外)	全ての食品	<産地証明> 上記区分2又は3、並びに輸入停止対象地域・品目に該当しないことの証明

(3) 韓国輸入通関時の放射性物質の検査及び追加的な検査報告書の要求

韓国へ輸出された日本産食品については、韓国の通関段階での検査が行われる場合があり、放射性セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$) 又はヨウ素 (^{131}I) が 0.5 Bq/kg 以上 (小数点第一位を四捨五入して 1 Bq/kg 以上) 検出されれば、輸入者に放射性ストロンチウムやプルトニウム等 17 核種の追加的な放射性物質検査証明書が求められます。

(参考) 韓国の放射性物質基準

<食品>

核種	対象食品	基準値 (Bq/kg, l)
ヨウ素 (^{131}I)	全ての食品	100
セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$)	乳・乳製品、乳児用食品等*	50
	一般食品	100

*乳・乳加工品、アイスクリーム類、乳児用調整乳、乳児用調整食、成長期用調整乳、成長期用調整食、乳幼児用穀類調整食、乳幼児用離乳食、乳幼児用特殊調整食品等を指します。

<飼料>

核種	対象飼料	基準値 (Bq/kg)
ヨウ素 (^{131}I)	全ての飼料	300
セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$)	牛、馬用飼料	100
	豚用飼料	80
	家きん用飼料	160
	養殖魚用飼料	40
	上記以外のその他飼料 (ペットフード等)	100